

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 127.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 112.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 127.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 112.5」に、「100 分の 72.5」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 72.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 62.5」に改める。

第 2 条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 127.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 112.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「6 月に支給する場合においては 100 分の 127.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「6 月に支給する場合においては 100 分の 72.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 62.5」を「100 分の 67.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 3 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市教育職員の給与の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。